

平成 年 月 日

申立書

米子市長 野坂康夫様

名 称
申立者 所在地
代表者氏名

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

記

当社（団体）は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第5条に規定する指定管理者の指定に係る欠格条項のいずれにも該当しません。

（欠格条項）

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
 - (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 公務員であった者であつて、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
 - オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。カにおいて同じ。）
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者